

協力業者様 各位

2021.12.26

株式会社 応化建材工業

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼を申し上げます。かねてから告知させていただきました通り下記のように墜落制止用器具の法改正後の猶予期間が来年1月1日をもちまして終了となります。

またアスベストに関しましても来年4月1日以降には調査結果の届け出の必要が生じます。特に墜落制止用器具におきましては**新しい構造規格に基づく墜落制止用器具の使用が必須となります。**

(2m以上の箇所で作業床・手すり等の設置が困難な場所で作業を行う際に必要)

また旧規格に基づく安全帯の使用は禁止となります。

皆様ご対応の程よろしくお願い申し上げます。

～ご注意ください！！～

労働安全衛生法令にかかる直近の法改正について

(近日中に猶予期間の終了等により適用が開始される規定があります)

□ 1. 墜落制止用器具にかかる新しい構造規格

～旧構造規格の安全帯の使用が可能なのは2022年1月1日までです～

2019年(平成31年)2月1日の労働安全衛生法令の改正により、高さ2メートル以上の箇所で作業床・手すり等の設置が困難な場所で作業を行う際に使用が義務付けられている安全帯について、新たに「墜落制止用器具」に改められ、フルハーネス型を使用することが原則とされました(一部例外あり)。

これに伴い同年1月25日に墜落制止用器具にかかる新たな構造規格が告示されましたが、旧構造規格に基づく安全帯につきましても2022年(令和4年)1月1日まで使用できることとされました。

2022年(令和4年)1月2日以降は、旧構造規格に基づく安全帯の使用は禁止されますので、**新しい構造規格に基づく墜落制止用器具**の配備を計画的に進めて下さい。



□ 2. 解体・改修工事にかかる事前調査結果の届出制度

～2022年4月1日以降は、一定の解体・改修工事は調査結果の届出を～

石綿(アスベスト)による健康障害の防止につきましては、2021年(令和3年)4月1日施行の改正石綿障害予防規則において**解体・改修工事**前の事前調査の実施義務が強化されたところですが、**2022年(令和4年)4月1日以降は**、解体・改修する建築物・工作物における**石綿の有無に関係なく**、一定の工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子届により、**事前調査の結果等を届け出なければなりません。**

つきましては、確実に事前調査を行ったうえで、調査結果の届出を行うとともに、調査結果を踏まえて労働者の方の石綿ばく露防止対策を徹底して作業を行う様にしてください。

届出を行う工事

- ① 解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が100万円以上である特定の工作物の解体工事
- ③ 請負金額が100万円以上である建築物又は特定の工作物の改修工事

